別表第二十二（第五条第二項関係）〔平成28年３月までの期間の全ての四分の一保険料を前納する場合〕

前納する月	平成27年						平成28年		
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前納額	円 34,650	円 30,850	円 27,030	円 23,210	円 19,370	円 15,520	円 11,660	円 7,790	円 3,900

別表第二十三（第五条第三項関係）〔平成27年７月までの間に法第９条第３号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでの全ての四分の一保険料を前納する場合〕

資格喪失予定年月		法第９条第３号該当により資格喪失する者の生年月日	前納する月 平成27年 3月	4月	5月	6月
平成27年	4月	昭和30年４月２日から昭和30年５月１日までに生まれた者	円 3,810	円 —	円 —	円 —
	5月	昭和30年５月２日から昭和30年６月１日までに生まれた者	7,700	3,900	—	—
	6月	昭和30年６月２日から昭和30年７月１日までに生まれた者	11,570	7,790	3,900	—
	7月	昭和30年７月２日から昭和30年８月１日までに生まれた者	15,430	11,660	7,790	3,900

別表第二十四（第五条第三項関係）〔平成28年３月までの間に法第９条第３号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでの全ての四分の一保険料を前納する場合〕

資格喪失予定年月		法第９条第３号該当により資格喪失する者の生年月日	前納する月 平成27年 7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成28年 1月	2月
平成27年	8月	昭和30年８月２日から昭和30年９月１日までに生まれた者	円 3,900	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —
	9月	昭和30年９月２日から昭和30年10月１日までに生まれた者	7,790	3,900	—	—	—	—	—	—
	10月	昭和30年10月２日から昭和30年11月１日までに生まれた者	11,660	7,790	3,900	—	—	—	—	—
	11月	昭和30年11月２日から昭和30年12月１日までに生まれた者	15,520	11,660	7,790	3,900	—	—	—	—
	12月	昭和30年12月２日から昭和31年１月１日までに生まれた者	19,370	15,520	11,660	7,790	3,900	—	—	—
平成28年	1月	昭和31年１月２日から昭和31年２月１日までに生まれた者	23,210	19,370	15,520	11,660	7,790	3,900	—	—
	2月	昭和31年２月２日から昭和31年３月１日までに生まれた者	27,030	23,210	19,370	15,520	11,660	7,790	3,900	—
	3月	昭和31年３月２日から昭和31年４月１日までに生まれた者	30,850	27,030	23,210	19,370	15,520	11,660	7,790	3,900

別表第二十五（第六条第一項関係）〔１年間の付加保険料を前納する場合〕

前納する月	平成27年４月
前納額	4,710円

別表第二十六（第六条第一項関係）〔６月間の付加保険料を前納する場合〕

前納する月	平成27年４月から平成27年10月までの月
前納額	2,380円

別表第二十七（第六条第二項関係）〔平成28年３月までの期間の全ての付加保険料を前納する場合〕

前納する月	平成27年 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成28年 1月	2月	3月
前納額	円 5,100	円 4,710	円 4,330	円 3,940	円 3,550	円 3,160	円 2,770	円 2,380	円 1,990	円 1,590	円 1,200	円 800	円 400

別表第二十八（第六条第三項関係）〔平成28年３月までの間に法第９条第３号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでの全ての期間の付加保険料を前納する場合〕

資格喪失予定年月		法第９条第３号該当により資格喪失する者の生年月日	前納する月 平成27年 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成28年 1月	2月
平成27年	4月	昭和30年４月２日から昭和30年５月１日までに生まれた者	円 400	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —
	5月	昭和30年５月２日から昭和30年６月１日までに生まれた者	800	400	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	6月	昭和30年６月２日から昭和30年７月１日までに生まれた者	1,200	800	400	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	7月	昭和30年７月２日から昭和30年８月１日までに生まれた者	1,590	1,200	800	400	—	—	—	—	—	—	—	—
	8月	昭和30年８月２日から昭和30年９月１日までに生まれた者	1,990	1,590	1,200	800	400	—	—	—	—	—	—	—
	9月	昭和30年９月２日から昭和30年10月１日までに生まれた者	2,380	1,990	1,590	1,200	800	400	—	—	—	—	—	—
	10月	昭和30年10月２日から昭和30年11月１日までに生まれた者	2,770	2,380	1,990	1,590	1,200	800	400	—	—	—	—	—